

法人事業税

事業を行う場合、道路や橋などの公共施設を利用するなど各種公共サービスを受けています。法人事業税は、このような公共サービスに要する経費の一部を負担していただく税金です。

<納める人>

- 県内に事務所・事業所を設けて事業を行う法人
- 人格のない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの

<納める額>

事業の区分	法人等の区分	所得等の区分	税 率		
			令和元年 10月1日 から令和2 年3月31 日までに 開始する 事業年度	令和2年4 月1日から 令和3年3 月31日ま でに開始 する事業 年度	令和4年 4月1日 以後に開 始する事 業年度
1.下記以外の事業	外形標準課税法人 (資本金1億円超の普通法人)	所得のうち年400万円以下の金額	0.4%		1.0%
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	0.7%		
		所得のうち年800万円を超える金額	1.0%		
		3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	1.0%		
		付加価値額	1.2%		
		資本金等の額	0.5%		
	外形標準課税法人以外の普通法人 (一般の法人、法人ではない社団又は財団)	所得のうち年400万円以下の金額	3.5%		7.0%
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	5.3%		
		所得のうち年800万円を超える金額	7.0%		
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	7.0%		
	特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得のうち年400万円以下の金額	3.5%		4.9%
		所得のうち年400万円を超える金額	4.9%		
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	4.9%		
2.電気供給業 (3.のものを除く)、 導管ガス供給業、 保険業	収入金課税法人のうち、電気供給業 (3.のものを除く)、導管ガス供給業、 保険業を行う法人	収入金額	1.0%		
3.電気供給業 (発電事業、小売電 気事業、特定卸供 給事業)	収入金課税法人のうち、電気供給業 (発電事業、小売電気事業、特定卸供 給事業)を行う外形標準課税法人	収入金額	1.0%	0.75%	
		付加価値額	－	0.37%	
		資本金等の額	－	0.15%	
	収入金課税法人のうち、電気供給業 (発電事業、小売電気事業、特定卸供 給事業)を行う外形標準課税法人以外 の法人	収入金額	1.0%	0.75%	
		所得金額	－	1.85%	
4.特定ガス供給業	特定ガス供給業を行う法人	収入金額	1.0%		0.48%
		付加価値額	－		0.77%
		資本金等の額	－		0.32%

(注1) 1年に満たない事業年度の所得区分は月割計算により区分します。

(注2) 電気供給業のうち配電事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から電気供給業（小売電気事業・発電事業を除く）を行う法人と同じ課税方式となります。

(注3) 電気供給業のうち特定卸供給業者については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から電気供給業（小売電気事業・発電事業）を行う法人と同じ課税方式となります。

(注4) ガス中小事業者が行う製造及び小売に係る事業については、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から普通法人と同じ課税方式となります。

(注5) ガス供給業のうち、特定ガス供給業を除く製造・小売事業（(注4)を除く）については、令和4年3月31日までに開始する事業年度は導管ガス供給業を行う法人と同じ課税方式、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から普通法人と同じ課税方式となります。

<申告と納税>

申告の種類により次のとおり分類されます。

申 告 の 種 類		納 め る 税 額		申告と納税の期限
1.中間申告 (事業年度が6ヶ月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)	(1)予定申告	前事業年度の税額 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$		事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内
	(2)仮決算に基づく中間申告	仮決算の所得(収入)金額×税率		
2.確定申告 (3.のものを除く。)		$\left[\begin{array}{l} \text{所得金額} \times \text{税率} \\ \text{付加価値額} \times \text{税率} \\ \text{資本金等の額} \times \text{税率} \\ \text{収入金額} \times \text{税率} \end{array} \right]$ の合計額－中間納付額		事業年度終了の日から2ヶ月(会計監査人の監査を受けるなどの理由によって、決算が確定しない法人の申告に限り3～6ヶ月)以内
3.解散法人の申告	平成22年9月30日以前の解散	(1)清算中に事業年度が終了した場合	$\left[\begin{array}{l} \text{所得(収入)金額} \times \text{税率} \\ \text{付加価値額} \times \text{税率} \end{array} \right]$ の合計額	事業年度終了の日から2ヶ月以内
		(2)残余財産の一部を分配した場合	分配額が解散当時の資本金額等を超える部分 × 税率	分配の日の前日
		(3)残余財産が確定した場合	清算所得金額×税率－清算中の予納額 (上記(1)、(2)の合計額)	残余財産確定の日から1ヶ月以内
	平成22年10月1日以後の解散	(1)清算中に事業年度が終了した場合	$\left[\begin{array}{l} \text{所得(収入)金額} \times \text{税率} \\ \text{付加価値額} \times \text{税率} \end{array} \right]$ の合計額	事業年度終了の日から2ヶ月以内
		(2)残余財産が確定した場合	所得金額×税率	事業年度終了の日から1ヶ月以内

なお、修正申告については次によります。

修正申告	申告した所得金額等に不足額がある場合	すみやかに提出
	申告した後に税務署の更正または決定を受けたとき	税務署が更正または決定の通知をした日から1ヶ月以内(この場合、過少申告加算金は徴収されません。)

<課税標準の分割>

2以上の都道府県に事務所、事業所を設けている法人は、事業の種類によって課税標準となる所得金額または収入金額(資本金1億円超の普通法人にあっては付加価値額及び資本金等の金額も)を、次の基準により関係都道府県ごとにあん分し、税率を乗じて得た金額をそれぞれ納付します。

事業の種類		分割基準
電気供給業	小売電気事業	課税標準の1/2:事業所等の数 課税標準の1/2:事業所等の従業者の数
	一般送配電事業 送電事業	課税標準の3/4:発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路の電力の容量 課税標準の1/4:事業所等の固定資産の価額 (発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合、事務所等の固定資産の価額により分割)
	発電事業	課税標準の3/4:事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4:事業所等の固定資産の価額 (事務所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合、事業所等の固定資産の価額により分割)
ガス供給業 倉庫業		事業所等の固定資産の価額
鉄道事業 軌道事業		軌道の延長キロメートル数
製造業		事業所等の従業者の数 (資本金1億円以上の法人は工場の従業者数を1.5倍して分割)
非製造業		課税標準の1/2:事業所等の数 課税標準の1/2:事業所等の従業者の数

(注1) 二以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う場合の分割については、各県税事務所にお尋ねください。

(注2) 事業所等の数、従業者の数、電線路の電力の容量、固定資産の価格および軌道の延長キロメートル数は、事業年度の末日現在によります。

<この県税についてのお問い合わせ先>

この県税についてお尋ねになりたいことがありましたら、最寄りの県税事務所または県庁税務課までお問い合わせください。

名称	担当	電話番号	FAX番号	所在地
鳥取県東部県税事務所	事業税担当	(0857)20-3515	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176(東部庁舎4階)
鳥取県中部県税事務所	事業税担当	(0858)23-3109	(0858)23-3118	〒682-0802 倉吉市東巖城町2(中部総合事務所1階)
鳥取県西部県税事務所	事業税・間税担当	(0859)31-9622	(0859)31-9613	〒683-0823 米子市加茂一丁目1(米子市役所2階)
鳥取県庁税務課	課税担当	(0857)26-7054	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(第一庁舎5階)